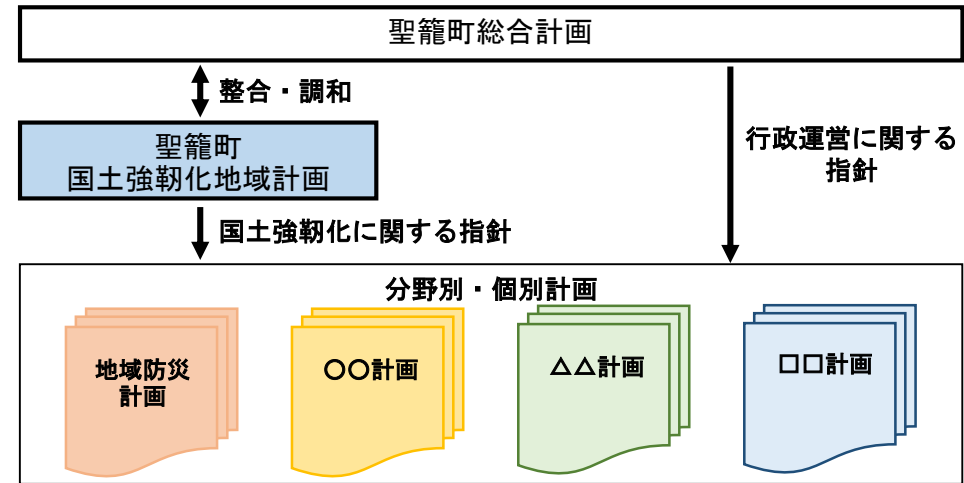


聖籠町国土強靱化地域計画【概要版】

第1章 計画の概要

- ▶ 国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、『事前防災・減災』と『迅速な復旧・復興』に資する施策を、総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものである。
- ▶ 国では、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を施行、「国土強靱化基本計画」を策定し、指針を示す。
- ▶ 新潟県でも、「新潟県国土強靱化地域計画」を策定
- ▶ 本町でも、明確な目標の下、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、『聖籠町国土強靱化地域計画』を策定する。
- ▶ 本計画は、国土強靱化基本法第十三条に基づく法定計画であり、本町の総合計画と整合・調和を図りながら、地域防災計画を初めとする各種計画の指針とする。
- ▶ 計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間とするが、計画期間中においても、社会情勢の変化や各施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じた見直しを行う。



(図表 聖籠町国土強靱化地域計画の位置付け)

第2章 基本的な方針

- ▶ 本町の強靱化に向けては、本町の理念となる「基本目標」、基本目標を具体化した「事前に備えるべき目標」、目標実現への妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定し、それに対する施策の推進方針（対応方策）を検討する。

【基本目標】

- 人命の保護が最大限図られること
- 地域社会の重要機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- 本町における迅速な復旧復興を可能とすること

【事前に備えるべき目標】

1. 直接死を最大限防ぐ
2. 救急・救助、医療活動が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3. 必要不可欠な行政機能は確保する
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5. 経済活動を機能不全に陥らせない
6. ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8. 社会・経済が迅速かつ強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3章 脆弱性評価と推進方針

